

浪江都市計画公園の変更（福島県決定）

都市計画公園中 8・5・1 号福島県復興祈念公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	8・5・1	福島県 復興祈念公園	双葉郡浪江町大字両竹 字蛭田、字庄司口、字原田、 字森合、字的場、字本町、 字北庄司口 双葉郡浪江町大字中浜 字西川原	約 25.6 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画公園は、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的として、平成 29 年 6 月に都市計画決定されています。

今般、「東日本大震災・原子力災害伝承館」と園内に設置される「追悼・祈念施設（国営）」が一体となって伝承機能を発揮していくために、双方の施設間を強力に連結するとともに、公園利用者の安全な移動を目的とした人道橋を含めるため、変更しようとするものです。

また、当該公園周辺には、公園利用者が津波襲来時に避難できる高台が少ないことから、公園利用者の安全確保を目的とした諏訪神社に向かう避難路を設置するため、変更しようとするものです。

都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県双葉郡浪江町のうち

大字^{もろたけ}岡竹字^{もりあい}森合、字的^{ま と ぼ}場及び大字^{なかはま}中浜字^{にしがわら}西川原の各一部の区域

新旧対照表

上段	変更前
下段	変更後

種別	名 称		位 置	面積	備考
	番号	公園名			
	8・5・1	福島県 復興祈念公園	双葉郡浪江町大字両竹 字蛭田、字庄司口、字原田、 字森合、字的場、字本町、 字北庄司口	約 25.6 ha	
特殊公園			双葉郡浪江町大字中浜 字西川原		

都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備 考
平成 29 年 6 月 2 日	当初決定	福島県	福島県告示第 420 号